

18 国有財産法

[法定外公共用財産（一般海域）の使用等許可]
(福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例)

法・条例の趣旨	国土交通省所管法定外公共用財産（一般海域）を適正に管理する。
許可等の必要な行為	海岸法、港湾法等特別法の適用を受けない海域において、海底を使用しようとする場合や海底の土砂を採取しようとする場合
許可等の必要な区域	領海及び接続水域に関する法律第1条第1項で規定する日本の領海で海岸法、港湾法等特別法の適用を受けない海域
許可等権限者	県（法定受託事務）
許可等の基準	使用等許可（条例第3条第1項） 当該公共用財産の用途又は目的を阻害しないこと。
担当機関	本庁 土木部 土木総務課 用地室 出先 建設事務所 総務部 行政課

手続フローチャート

